

随意契約理由書

1 案件名称

平成 31 年度小児救急支援システムの機能保守等業務委託

2 契約の相手方

株式会社 DTS WEST

3 随意契約理由

小児救急支援アプリは、救急安心センターおおさか事業の一環として、平成 28 年 4 月 1 日から利用者に医療機関情報（所在地、標榜診療科目、診療可否時間等）を提供することができるもので、対象地域を大阪府内全域として運用している。

最新の医療機関情報を市民に提供するためには、本システムの機能保守等の業務を行い、最新かつ適正化された状態を維持し、安定的な運用に努めることが必要不可欠である。

上記業者は本アプリを開発・納入した業者であり、システム独自の専門的知識や技術に対応する技術資料及び技術者を保有しているため、当該業務を行うことができる唯一の業者である。

よって、上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

消防局救急部救急課（救急施策）（電話番号 06-4393-6632）

随意契約理由書

1 案件名称

此花消防署ほか2か所エレベーター保守点検業務委託（長期継続）

2 契約の相手方

日本オーチス・エレベーター株式会社

3 随意契約理由

エレベーター設備は、労働安全衛生法の「特に危険な作業を必要とする機械等」である「特定機械等」の位置づけにあり、特に高い安全への配慮が求められている。

また、エレベーターはその構造上、機器の不具合が即時に重大事故につながる恐れがあり、点検及び修理は製造図面に基づく高度かつ専門的な知識と技術を保有する製造者でしか行うことができない。

各消防署設置のエレベーターは、製造会社が独自の機構や技術により製造しており、上記業者は製造会社として独自の技術・知識を有し、当該業務を行うことができる唯一の業者である。

よって上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局総務部施設課（電気設備） （電話番号 06-4393-6165）

随意契約理由書

1 案件名称

浪速消防署エレベーター保守点検業務委託（長期継続）

2 契約の相手方

三精テクノロジーズ株式会社

3 随意契約理由

エレベーター設備は、労働安全衛生法の「特に危険な作業を必要とする機械等」である「特定機械等」の位置づけにあり、特に高い安全への配慮が求められている。

また、エレベーターはその構造上、機器の不具合が即時に重大事故につながる恐れがあり、点検及び修理は製造図面に基づく高度かつ専門的な知識と技術を保有する製造者でしか行うことができない。

各消防署設置のエレベーターは、製造会社が独自の機構や技術により製造しており、上記業者は製造会社として独自の技術・知識を有し、当該業務を行うことができる唯一の業者である。

よって上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局総務部施設課（電気設備）（電話番号 06-4393-6165）

随意契約理由書

1 案件名称

水上消防署エレベーター保守点検業務委託（長期継続）

2 契約の相手方

東芝エレベータ株式会社

3 随意契約理由

エレベーター設備は、労働安全衛生法の「特に危険な作業を必要とする機械等」である「特定機械等」の位置づけにあり、特に高い安全への配慮が求められている。

また、エレベーターはその構造上、機器の不具合が即時に重大事故につながる恐れがあり、点検及び修理は製造図面に基づく高度かつ専門的な知識と技術を保有する製造者でしか行うことができない。

各消防署設置のエレベーターは、製造会社が独自の機構や技術により製造しており、上記業者は製造会社として独自の技術・知識を有し、当該業務を行うことができる唯一の業者である。

よって上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局総務部施設課（電気設備）（電話番号 06-4393-6165）

随意契約理由書

1 案件名称

鶴見消防署ほか1か所エレベーター保守点検業務委託（長期継続）

2 契約の相手方

三菱電機ビルテクノサービス株式会社

3 随意契約理由

エレベーター設備は、労働安全衛生法の「特に危険な作業を必要とする機械等」である「特定機械等」の位置づけにあり、特に高い安全への配慮が求められている。

また、エレベーターはその構造上、機器の不具合が即時に重大事故につながる恐れがあり、点検及び修理は製造図面に基づく高度かつ専門的な知識と技術を保有する製造者でしか行うことができない。

各消防署設置のエレベーターは、製造会社が独自の機構や技術により製造しており、上記業者は製造会社として独自の技術・知識を有し、当該業務を行うことができる唯一の業者である。

よって上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局総務部施設課（電気設備） （電話番号 06-4393-6165）

随意契約理由書

1 案件名称

西成消防署ほか5か所エレベーター保守点検業務委託（長期継続）

2 契約の相手方

日本エレベーター製造株式会社

3 随意契約理由

エレベーター設備は、労働安全衛生法の「特に危険な作業を必要とする機械等」である「特定機械等」の位置づけにあり、特に高い安全への配慮が求められている。

また、エレベーターはその構造上、機器の不具合が即時に重大事故につながる恐れがあり、点検及び修理は製造図面に基づく高度かつ専門的な知識と技術を保有する製造者でしか行うことができない。

各消防署設置のエレベーターは、製造会社が独自の機構や技術により製造しており、上記業者は製造会社として独自の技術・知識を有し、当該業務を行うことができる唯一の業者である。

よって上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局総務部施設課（電気設備）（電話番号 06-4393-6165）

随意契約理由書

1 案件名称

消防局（西消防署併設）ほか3か所エレベーター保守点検業務委託（長期継続）

2 契約の相手方

株式会社日立ビルシステム（※株式会社日立製作所から事業移管）

3 随意契約理由

エレベーター設備は、労働安全衛生法の「特に危険な作業を必要とする機械等」である「特定機械等」の位置づけにあり、特に高い安全への配慮が求められている。

また、エレベーターはその構造上、機器の不具合が即時に重大事故につながる恐れがあり、点検及び修理は製造図面に基づく高度かつ専門的な知識と技術を保有する製造者でしか行うことができない。

各消防署設置のエレベーターは、製造会社が独自の機構や技術により製造しており、上記業者は、2014年に製作会社である株式会社日立製作所から同社のエレベーター製造事業を移管されており、製造会社独自の技術・知識を継承しているため、当該業務を行うことができる唯一の業者である。

よって上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局総務部施設課（電気設備）（電話番号 06-4393-6165）

随意契約理由書

1 案件名称

消防訓練指導業務委託

2 契約の相手方

一般財団法人 大阪消防振興協会

3 随意契約理由

大阪市には、不特定多数の市民等が入り出る建物のうち、消防法に基づいて防火管理者を定め、消火・通報・避難の訓練を実施することが義務付けられたもの（以下「指導対象物」という。）が約 14,000 あり、当局では、指導対象物の関係者が万一の災害に遭った際に適切に対応できるよう、火災に関する自らの知識、経験等に基づきそれぞれの建物実態に適した訓練要領をアドバイスする消防訓練指導により、災害発生時の被害軽減に努めている。

本業務は、指導対象物への消防訓練指導について年間 8,200 件を委託するもので、電話等による訓練実施の促進と、直接、訓練現場に立ち会って実施する助言及び指導、また、自主的に行われた訓練について実施する助言及び指導を主な業務とする。

また、指導対象物の形態等の多様化に伴い、平成 27 年以降に施行された改正消防法施行令により社会福祉施設や病院等の用途区分が見直されるなど、建物それぞれの実態に合わせた防火管理体制がさらに重要となっており、変わりゆく状況に適切に対応した委託内容とする必要がある。

このような現状に鑑み、当局では、平成 30 年度より消防訓練指導の機会を捉えて行う消防計画[※]の作成・見直しに係るアドバイスを本業務の一つとして委託し、指導対象物関係者に対して消防訓練の重要性を含めた防火管理に関する総合的な意識向上を図っている。

こうした業務の履行には、より高度な知識や技術が必要となることから、火災予防業務に係る高度な知識・技術・経験を蓄積した予防技術資格者の経歴を有する者により、組織内で業務従事者に対して指導・助言する体制の確保を受注者に求める必要がある。

上記法人は、予防技術資格者の経歴を有する者や防火対象物点検資格者といった本業務の履行に必要な知識・技術・経験を有する者により、年間の委託件数を確実に実施できる業務体制を確保しており、本業務の目的を確実に達成するためには上記法人以外では履行が困難である。

よって、上記法人を指定するものである。

※ 消防計画：消防訓練の実施のほか、消防用設備等の点検・整備、火気の使用・取扱い、避難又は防火上必要な構造・設備の維持管理、収容人員の管理、南海トラフ地震を含む地震対策等について定める防火管理の基本計画

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

消防局予防部予防課（自主防災管理）（電話番号 06-4393-6330）

随意契約理由書

1 案件名称

自主防災指導業務委託

2 契約の相手方

一般財団法人 大阪消防振興協会

3 随意契約理由

本業務は、10,500 の対象建物に立ち入ってその状況を確認し、火災予防の観点から、階段、廊下、防火戸等の施設の管理をはじめ、防火管理、消防用設備等、危険物その他の防火・防災に関する知識・技術を当該建物の関係者等に指導することを主な業務としている。

また、従来消火器の設置義務がない延べ面積 150 ㎡未満の飲食店等に対してその設置を義務付ける消防法令改正が平成 30 年 3 月に行われ、平成 31 年 10 月の施行後は市内の対象となる飲食店で新たに消火器の設置が必要になる。当局では、その実態調査及び設置指導を従前の業務とあわせて委託することにより効率的に業務を行えるものと考え、本業務の一つとすることとした。

このような社会情勢の変化や法令改正等に応じて必要となる調査や指導などの委託にあたっては、その内容は変わりゆく状況に適切に対応したものであることが求められる。

そして、新たに規制される消防用設備等の設置指導等にあたっては、個々の建物の具体的な規模や使用状況などについて見取り、聞取りを行って消防法施行令別表第一に定める用途を確認し、当該設備の設置基準に照らして設置の要否を判断した上で新規制の対象となる事業所の数、場所等の実態を把握し、建物関係者には法令改正の趣旨や設置基準、届出等の制度内容等を周知し、各建物の状況に応じた指導を行う必要がある。

こうした業務の履行には、より高度な知識や技術が必要となることから、火災予防業務に係る高度な知識・技術・経験を蓄積した予防技術資格者の経歴を有する者により、組織内で業務従事者に対して指導・助言する体制の確保を受注者に求める必要がある。

上記法人は、予防技術資格者の経歴を有する者や防火対象物点検資格者といった本業務の履行に必要な知識・技術・経験を有する者による業務体制を確保しており、本業務の目的を確実に達成するためには上記法人以外では履行が困難である。

よって、上記法人を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

消防局予防部予防課（第 1 査察）（電話番号 06-4393-6353）

随意契約理由書

1 案件名称

車載端末装置保守業務委託（その1）

2 契約の相手方

株式会社 日立製作所

3 随意契約理由

車載端末装置（以下「装置」という。）は、消防車両等の位置・動態を管理し、災害現場に最も近い消防車両等を出場させる消防車両動態管理・情報電送機能のうち消防車両等に搭載している装置である。

本保守業務は、各種機能を常時適正な状態に維持するため、定期点検の実施や障害発生時の体制を確保するものである。

上記業者は当局保有の装置のうち、平成22年度～平成26年度に当局向けに開発製造を行なった業者であり、装置独自の専門的知識や技術に対応する技術資料及び技術者を保有し、また、装置の障害発生時や点検整備に部品の確保ができ、運用に影響を与えることなく確実に作業を行える唯一の業者である。

よって上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（情報システム） （電話番号 06-4393-6573）

随意契約理由書

1 案件名称

車載端末装置保守業務委託（その2）

2 契約の相手方

パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社

3 随意契約理由

車載端末装置（以下「装置」という。）は、消防車両等の位置・動態を管理し、災害現場に最も近い消防車両等を出場させる消防車両動態管理・情報電送機能のうち消防車両等に搭載している装置である。

本保守業務は、各種機能を常時適正な状態に維持するため、定期点検の実施や障害発生時の体制を確保するものである。

上記業者は当局保有の装置のうち、平成16年度～平成21年度に当局向けに開発製造を行なった業者であり、装置独自の専門的知識や技術に対応する技術資料及び技術者を保有し、また、装置の障害発生時や点検整備に部品の確保ができ、運用に影響を与えることなく確実に作業を行える唯一の業者である。

よって上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（情報システム） （電話番号 06-4393-6572）

随意契約理由書

1 案件名称

平成 31 年度都島消防署ほか 12 か所ガスヒートポンプ式空調設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

大阪瓦斯株式会社

3 随意契約理由

各署所のガスヒートポンプ式空調設備は、経過年数に応じたより質の高いメンテナンスが必要であり、また各署所は防災活動拠点として常に良好な状態を維持する必要があるため、機器定期点検・故障時の緊急対応・故障修理・遠隔管理等を総合的に保守管理するフルメンテナンスサービスを行う必要がある。

都島消防署ほか 12 か所設置の同空調設備は、大阪瓦斯株式会社が独自に設計、製作し構成部品も自社専用ものであり、メンテナンスも自社で行っている。上記業者は、製品の構造、分解、組立手順等独自の知識や技術を有しており、保守管理業務を行うことができる唯一の業者である。

よって、上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

消防局総務部施設課 (電話番号 06-4393-6166)

随意契約理由書

1 案件名称

消防情報システム保守業務委託

2 契約の相手方

富士通株式会社

3 随意契約理由

当局が保有する消防情報システムは、119番通報等を受信するとともに、災害地点やその距離、災害内容などの情報から、最適な消防車両や救急車両の出場隊編成を行い、該当署所へ専用線を利用して出場指令トーン、音声指令、出場指令書を出力させるシステムである。

本保守業務は、各種機能を常時適正な状態に維持するため、定期点検の実施や障害発生時の体制を確保するものである。

上記業者は、本システムの設計から構築までを行っており、システム独自の専門的知識及び技術者を有している。また、本システムの各機能を構成する機器及び署所の受令装置等を開発・納入していることから、システムの障害発生時には状況を的確に把握して最適な対応を行うとともに、機器の部品の確保ができ、復旧まで迅速に行うことができる。

以上の理由から、上記業者は本システムの保守業務を正確かつ迅速に実施することができる唯一の業者である。

よって、上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（情報システム） （電話番号 06-4393-6573）

随意契約理由書

1 案件名称

高所カメラ情報収集システム機器修理

2 契約の相手方

株式会社HY S エンジニアリングサービス

3 随意契約理由

本システムは、高層ビル屋上に設置したテレビカメラをコンピュータ制御し、市内一円をモニタするほか、火災救急指令システムと連動して、自動的に災害点方向に動作を行うシステムであり、株式会社日立国際電気が独自に設計・製造したものである。

本案件は、製造業者独自の専門的知識や技術を必要とする業務であり、それに対応する技術資料及び技術者を保有しなければ、本業務を履行することができない。

本システムの製造業者である株式会社日立国際電気は、関西地区における保守・修理・試験・調査について上記業者を指定しており、上記業者は製造業者独自の専門的知識や技術に対応する技術資料及び技術者を保有し、本案件が履行できる唯一の代理店である。

よって、上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

消防局警防部警防課（通信設備）（電話番号 06-4393-6562）

随意契約理由書

1 案件名称

画像伝送システム機器保守業務委託

2 契約の相手方

NEC ネットエスアイ株式会社

3 随意契約理由

本システムは、大規模災害時に高所カメラ及びヘリコプターからの映像等を総務省消防庁及び都道府県等へ通信衛星を経由して情報伝達し、広域的な通信体制を確保するシステムであり、NEC ネットエスアイ株式会社が独自に設計・製造したものである。

本業務は、製造業者独自の専門的知識や技術を必要とする業務であり、それに対応する技術資料及び技術者を保有しなければ、本業務を履行することができない。

本システムの製造業者である上記業者は、製造業者独自の専門的知識や技術に対応する技術資料及び技術者を保有し、本業務が履行できる唯一の業者である。

よって、上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

消防局警防部警防課（通信設備）（電話番号 06-4393-6562）

随意契約理由書

1 案件名称

平成 31 年度救急教育等業務委託

2 契約の相手方

一般社団法人 大阪府医師会

3 随意契約理由

本案件は、救急救命士の養成教育及び救急救命士の資格を有する救急隊員の再教育（以下、「救急救命士生涯教育」という。）を実施するにあたって必要となる専門医師による講義、実技実習及び救急医療機関における病院実習の調整を委託する業務である。

救急救命士養成教育については、「救急救命士学校養成所指定規則（平成 3 年文部省・厚生省令第 2 号）」に基づき実施しており、各診療科や救急・災害医療など幅広い専門医師による講義や実技実習、救急医療機関における病院実習が必須となっている。また、救急救命士生涯教育については、平成 28 年 3 月 31 日付け消防救第 38 号「救急救命士の資格を有する救急隊員の再教育の一部改正について」に基づき実施しており、救急救命士が特定行為等の処置を行うために必要なメディカルコントロール体制の下、救急・災害医療に係る専門性の高い教育及び救急医療機関におけるより実践的な病院実習が必須となっている。

本案件を実施するにあたっては、専門医師による講義、実技実習及び救急医療機関における病院実習の調整について一貫性を持たせて行う必要があり、かつ救急医療機関等及び医師の協力が必要不可欠である。上記業者は、大阪府内の各救急医療機関等及び医師の統括的な調整や円滑な確保が可能である唯一の事業者である。

よって、上記事業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

消防局救急部救急課（救急指導）（電話番号 06-4393-6628）

高度専門教育訓練センター（救命士養成）（電話番号 06-6746-5113）

随意契約理由書

1 案件名称

災害情報共有アプリケーション構築業務委託

2 契約の相手方

TerraDrone 株式会社

3 随意契約理由

災害情報共有アプリケーションは、迅速な部隊派遣の判断支援、効率的な航空機運用支援を目的とし、警戒本部や各現場で入力された部隊情報、災害情報及び消防防災ヘリ等の動態情報を集約して各拠点で情報共有するためのアプリケーションである。

2019年6月28日・29日に開催される「G20大阪サミット」の特別警戒体制を構築するにあたり、開催地の消防行政を担う当局において、統括警戒本部を設置し、他本部からの応援隊を含む警戒隊を一括して管理するシステムが必要である。このため本警戒体制に際し、当局は当該隊に配付する災害情報端末を消防庁から貸与されることになっており、当該災害情報端末と互換性がある災害情報共有アプリケーションを構築し、導入する必要がある。

当該災害情報端末と互換性がある災害情報共有アプリケーションは、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構から知的財産の実施等許諾を受け、三菱スペース・ソフトウェア株式会社によって開発されたものであり、上記業者は三菱スペース・ソフトウェア株式会社から国内唯一の正規販売代理店として認められている。

よって、上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（計画） （電話番号 06-4393-6547）

随意契約理由書

1 案件名称

平成31年度救急車の定期点検整備、継続検査整備業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

大阪トヨペット株式会社

3 随意契約理由

高規格救急車は、国土交通省で専用車両として認可を受けた車両で、救急救命士が定められた処置を行うための設備、機能を備えた車両として製作されている。

高規格救急車は、患者用の防振ベッド装置やストレッチャー収容装置などのほかに医療器具用のための電装装置や、車両の盗難防止装置など一般に開示されていない装置が装備されている。これらの各装置の構造・整備基準などを十分に理解しなければ、安全で確実な整備を実施することはできない。

上記業者は、当該高規格救急車の製造会社であるトヨタ自動車株式会社の系列会社であり、大阪市域において、特殊装置を含めた整備技術の提供及び指導を製造会社から受けている唯一の業者である。

また、高規格救急車は専用の部品を多用しており、その調達に関しても、系列会社では一般の整備業者よりも早くできることから、整備時間に要する時間を短縮し、救急車両の運用休止期間を最短とすることが可能になる。

よって、上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（機械器具開発）（電話番号 06-4393-6198）

随意契約理由書

1 案件名称

消防車両ポンプ装置保守点検整備（4）業務委託

2 契約の相手方

小川ポンプ工業株式会社

3 随意契約理由

消防車両ポンプ装置は、ポンプ装置を使用した消防活動を目的として道路運送車両法及び道路運送車両の保安基準並びに消防法の規定に基づく動力消防ポンプの技術上の規格に定める省令に基づき設計製作され、消防活動上確実な動作を要求されるものである。

当該消防車両ポンプ装置は上記事業者製であり、車両ぎ装全般について同社独自の技術で設計製作されており、点検整備には製造業者独自の高度かつ専門的な知識と技術情報が必要である。

よって、本契約は上記事業者以外では本点検整備を履行することができないため、上記事業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（機械器具開発） （電話番号 06-4393-6189）

随意契約理由書

1 案件名称

平成 31 年度消防局庁舎(西消防署併設)ゴンドラ設備定期点検業務委託

2 契約の相手方

日本ビソー株式会社

3 随意契約理由

ゴンドラ設備は、労働安全衛生法第 41 条及びゴンドラ安全規則第 21・24・27 条に基づき、定期点検及び性能検査を実施する必要がある。ゴンドラ設備は、労働安全衛生法の「特に危険な作業を必要とする機械等」である「特定機械等」の位置づけにあり、特に高い安全への配慮が求められている。

消防局庁舎(西消防署併設)設置のゴンドラ設備は、製造会社が独自の機構や技術により製造しており、構造上、機器の不具合が即時に重大事故につながる恐れがある。製造会社である日本ビソー株式会社は、点検及び修理に必要な製造図面に基づく高度かつ専門的な知識と技術を保有しており、当該業務を履行できる唯一の業者である。また、製造物責任の所在を明確にし、点検及び修理後の責任と性能保証を持たせる必要がある。

よって上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

消防局総務部施設課(機械) (電話番号 06-4393-6165)

随意契約理由書

1 案件名称

はしご車特殊装置点検整備業務委託

2 契約の相手方

株式会社モリタテクノス

3 随意契約理由

はしご車は、高所での消防活動を目的として道路運送車両法及び道路運送車両の保安基準並びに、はしご自動車の安全基準に基づき設計・製作され、消防活動上確実な動作と人命保護上高度な安全性を要求されるものである。

当該はしご車は、株式会社モリタ製であり、車両ぎ装全般について独自の技術で設計・製作されており、また構造及び相互の関連機器並びに各種装置等には特許部分が多くあり、点検整備には、製造会社独自の高度かつ専門的な知識と技術が必要である。

上記業者は、製造会社からはしご車特殊装置点検整備業務などメンテナンス業務の一切を移管された唯一の業者（平成31年4月1日付、代理店証明書は消防局で保管。証明書有効期限は平成32年3月31日）である。

よって、本契約は上記業者以外では本点検整備を履行することができないため、上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（機械器具開発） （電話番号 06-4393-6198）